

<計画策定の趣旨>

動物に関する多様な考え方の相互理解を進め、「人と動物が豊かに関わる社会（人よし・動物よし・地域よしの三方よしの社会）の実現」に向けて取り組む具体的な施策の方向性を示す

<計画の位置づけ>

動物愛護管理法律第6条に基づき、環境省動物愛護管理基本指針に則して策定

<計画の期間>

令和6年度から令和15年度まで
(10年間)

動物愛護管理を取り巻く現状と課題

＜動物愛護管理法の改正＞（令和元年6月）

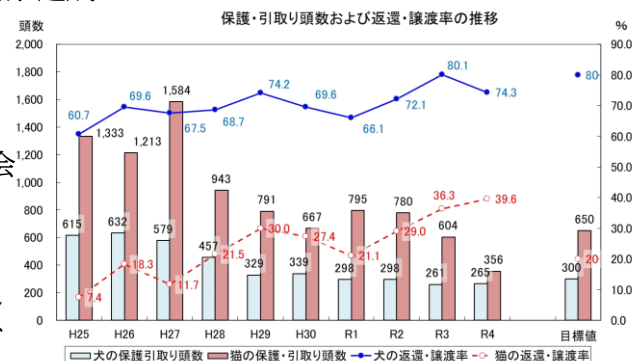
- 動物取扱業が遵守する犬猫の飼養管理基準の具体化
- 動物販売業者に犬猫へのマイクロチップ装着義務化
- 遺棄や虐待等に対する罰則強化、虐待発見時の獣医師の通報義務化
- 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化 など

<動物愛護管理基本指針の改正> (令和2年4月)

- 犬および猫の殺処分の戦略的な削減
- 平時からのペットの災害対策の推進
- 適正飼養の推進による動物の健康および安全確保、返還・譲渡の推進
- 普及啓発・様々な団体や機関等との相互理解の醸成
- 周辺的生活環境の保全と動物による危害防止
- マイクロチップ等の所有者明示措置の推進 など

<現行計画(平成26年度～令和5年度)の主な取り組みと評価>

- 犬猫の保護・引取り頭数の半減:達成
 - 返還譲渡率の向上:概ね達成
 - 猫と共に生きるためのガイドラインに基づく地域猫の取組への支援
 - 公益社団法人滋賀県獣医師会との災害協定の締結(H27.3)
 - 災害時ペット同行避難ガイドラインの策定(H28.9)
 - 多頭飼育問題対策マニュアルの策定(R4.9) など
-
- | 種別 | 頭数 |
|----|-------|
| 犬 | 615 |
| 猫 | 1,407 |



<県内の現状>

- 保護・引取り犬(R4:265頭)の42%は野犬捕獲、46%は迷い犬引取り
- 保護・引取り猫(R4:356頭)の65%は所有者不明猫、内9割は離乳前の子猫
- 飼い主引取り猫(R4:126頭)のうち、4割は10頭以上の飼い主からの引取り
- 致死処分される犬猫のほとんどは離乳前の子猫、野犬、危険な攻撃性のある犬、治療困難な病気に罹患した犬猫
- 福祉関係者からの多頭飼育問題に関する相談の増加
- 第一種動物取扱業者数の増加(H26:559件 → R4:688件)

今後取り組むべき主な課題

- 長期化する野犬対応の背景にある餌やりへの対応が必要
- 引取り頭数が削減する中、相対的に高齢者や多頭飼育者の割合が増加
- マイクロチップなど所有者明示が進んでおらず、迷い犬の頭数が下げ止まり
- 離乳前の子猫など飼養管理が困難な犬猫の譲渡に向けた連携が不十分
- 動物取扱業者の規制強化に伴う遵守状況の確認や指導が必要
- 同行避難のための備えや周囲の理解促進が必要、また、動物救護体制が不十分
- 多様化、複雑化する動物愛護管理業務に対応する連携体制の検討が必要

新計画の重点施策

- 人よし・動物よし・地域よしの三方よしの社会の実現に向けた重点施策(4つの柱)
- 【重点1】 終生飼養・適正飼養の推進と引取り頭数の減少 ～多機関連携で暮らしを支える～
 - 【重点2】 連携強化による譲渡推進 ～いのちを大切にする思いをつなげる～
 - 【重点3】 動物取扱業者のより一層の適正化および飼養管理基準の着実な運用
 - 【重点4】 災害時のペット対策の充実

数值目標

犬猫の実質的な致死処分ゼロ
犬:0頭、猫:0頭 ※

※下記を除く致死処分
・治療困難な病気や危険な攻撃性による致死処分
・収容中の死亡

取組む施策

★ 新たな取組 ◎ より充実させる取組 ○ 重要事業として継続する取組

施策1 動物の適正飼養の推進

- ◎安易な餌やりに関する地域啓発および地域猫活動の普及拡大を図ります。【重点1】
- ◎動物愛護推進員や関係団体などと連携し、適正な飼養方法を助言・指導します。【重点1】
- 特定動物飼養施設への監視指導を実施し、飼養状態の把握と指導を行います。
- 犬や猫の習性、適正飼養などについて学ぶ講習会を開催します。

施策2 動物の終生飼養の推進

- ◎福祉関係者、動物取扱事業者等と連携し、ペットを守る・命をつなぐための将来の備えについて普及啓発します。
【重点1】
- ◎終生飼養のための関係者の取組について共有を図ります。【重点1】
- ◎マイクロチップなど所有者明示措置の推進を図ります。
- 関係機関と協働し、遺棄は犯罪であることについて普及啓発を図ります。

施策3 狂犬病予防の推進

- 登録と狂犬病予防注射啓発を実施します。
◎狂犬病発生時シミュレーションを実施します。

施策4 動物取扱業の適正化

- ◎監視指導の強化による飼養管理基準遵守の促進を図ります。【重点3】
- ★動物関連事業者パートナーシップ事業を構築し、自主的な資質向上を指導します。【重点3】

施策5 動物の返還・譲渡の推進

- マイクロチップを活用した返還の推進を図ります。
- ★ミルクボランティアを含めた短期間限定での飼育ボランティアを拡充します。【重点2】
- ◎ボランティア等の譲渡活動を把握し、連携・支援を行います。【重点2】

施策6 動物愛護の普及啓発

- ◎商業施設等でののちの大切さや適正飼養について情報発信を強化します。
- ★動物関連事業者パートナーシップ事業を活用し、事業者と連携した普及啓発の充実を図ります。【重点1】
- ◎福祉関係者などとの多機関連携により多頭飼育問題の未然防止を図ります。
- 小学生等を対象に、動物の習性、飼い方、関わり方などの普及啓発を図ります。

施策7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進

- 実験動物飼養施設への3Rの原則の普及を促進し、飼養管理基準に沿った管理状況を確認します。
- アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理を普及します。

施策8 災害時等の体制整備

- ◎市町、関係団体と連携し、同行避難のための備えを重点的に啓発します。【重点4】
- ◎商業施設等での同行避難の周知を行い、広く理解促進を図ります。【重点4】
- ★獣医師会との机上訓練を実施し、被災動物救護に向けた連携を強化します。【重点4】

施策9 関係者間の連携の推進

- 関係機関・団体との協働による譲渡事業を推進します。
【重点2】
- ★連携協力できるボランティアの育成に取り組みます。
【重点2】
- 福祉関係者等と多頭飼育問題対策に関する勉強会などを開催します。
- 地域ごとの課題の解消に向けて、市町、関係団体等との連携を行います。
- 遺棄、虐待を疑う事例での警察との連携を強化します。